

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成29年2月6日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

香川県知事 浜田 恵造

1 申請のあった年月日

平成28年12月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人高次脳機能障害総合支援センターサンガ

北出 修子

さぬき市昭和1107番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、高次脳機能障害（記憶障害、注意障害、認知障害等）、言語障害（失語症、構音障害、聴覚障害等）児者に対して、主要な事業として高次脳機能障害、言語障害における相談、評価・訓練、自立・適応訓練、職能訓練また心理療法等に関する事業を行い、高次脳機能障害、言語障害児者の能力向上、及び家庭、学校、社会における自立、適応力の向上、就学、就労また障害の啓蒙活動に寄与することを目的とする。